

シンポジウム「戦争・核の恐怖から抜け出す平和への道

—日本の果たすべき役割は？—

核廃絶と憲法を守るエネルギーを結合させて闘う意義

(10月22日シンポでの冒頭発言骨子) 浅井 基文(広島市立大学広島平和研究所所長)

1. 私が広島平和研究所主催のシンポジウムでお話ししたこと

- 原爆投下を招いたことに関する昭和天皇の責任を問うことの重要性
- 平和憲法は広島・長崎の代償の上に成立している重みを実感することの重要性
- 核廃絶運動が平和憲法を守りきる決意を我がものにするものの重要性

2. 核廃絶と改憲阻止は人類共通の課題

(1) 広島・長崎における二つの普遍性と一つの特异性

- 二つの普遍性
 - *大量無差別殺戮
 - *被ばく
- 一つの特异性：二つの普遍性を一身に背負った広島・長崎

(2) 広島・長崎を人類共通の遺産とするための前提

- 人類共通の負の遺産となったホロコーストから学ぶこと
 - *国を挙げての取り組みを実現させることが大前提
 - *関係諸国との歴史に関する共通認識を作り上げることの必要性
- 同じく人類共通の負の遺産である従軍慰安婦問題から学ぶこと
 - *人間の尊厳という普遍的価値・判断基準を据え付けることの意義

(3) 核廃絶だけに視点を限定しないことが求められていること

- 戦争を廃絶するという枠組みのなかでの核廃絶という位置づけ
- 様々な構造的暴力・地球的規模の諸問題と取り組む運動との連帯の必要性

(4) 平和憲法の今日的意義

- 政治のあり方に対する規範力
 - *非核3原則(⇔核抑止力への依存)
- 過去への反省の体現
 - *前文
- 人間の尊厳の承認(「個人を国家の上におく」国家観)を大前提とする立場
 - *第11条、第14条、第97条、第99条
- すべての戦争・構造的暴力の否定(「力によらない」平和観)
 - *前文と第9条
- 「核時代」に対する安全保障のあり方を指し示している先駆性
 - *憲法と国連憲章の根本的相違

浅井基文氏略歴

1963年	外務省入省
1980年	在中華人民共和国日本国大使館勤務（参事官）
1983年	外務省アジア局中国課長
1985年	外務省アジア局地域政策課長
1986年	在イギリス日本国大使館勤務（公使・国際戦略研究所研究員）
1988年	文部省出向・東京大学教養学部教授
1990年	日本大学法学部教授
1992年－2005年	明治学院大学国際学部教授
（1993年－1995年	： 明治学院大学国際平和研究所長）
2005年4月－現在	広島平和研究所長